

平成28年度公正取引委員会調達改善計画

平成28年3月31日
公正取引委員会

平成28年度公正取引委員会調達改善計画について、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり策定する。

1 調達改善計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが非常に重要である。他方で、調達の目的や財・サービスの性質に応じた最適な調達方法等を検討するほか、国の調達活動の公共性に鑑み、経済性に加えて、公平性、透明性、履行の確実性、各種の法令等の遵守、国の諸政策との整合性などの幅広い観点からの考慮が必要となる。

公正取引委員会における調達改善に当たっては、これらの要請に応えるために、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ねることとし、透明性、外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に取り組み、推進することとする。

2 調達の現状分析

公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等の厳正かつ適切な執行を主たる職務としており、多くの財・サービスを調達して行う事業は実施していない。そのため、財・サービスの調達について、その内容は年度によって大きく変化することはなく、経費の構成もおおむね同じである。

公正取引委員会は、自己のこのような調達に係る特性を踏まえた上で、これまでには、調達改善の余地が大きいと見込まれる財・サービスを選定して調達改善に取り組んできたところ、平成28年度においては、昨年度に引き続き、調達手法に着目した調達改善に重点的に取り組むものとする。

表1 平成26年度公正取引委員会における調達契約の契約種別

契約方式		契約件数	契約金額
競争性のある契約	一般競争入札	57件 (71.3%)	6億6758万円 (80.9%)
	企画競争による随意契約	2件 (2.5%)	5096万円 (6.2%)
	公募による随意契約	2件 (2.5%)	541万円 (0.7%)
	不落・不調による随意契約	0件 (0%)	0円 (0%)
	小計	61件 (76.3%)	7億2394万円 (87.7%)
競争性のない随意契約		19件 (23.8%)	1億121万円 (12.3%)
合計		80件 (100.0%)	8億2515万円 (100.0%)

(注1) 平成26年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

表2 平成26年度公正取引委員会における調達の応札状況

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
一般競争入札	7件	3889万円	28件	3億7470万円	35件	4億1359万円
企画競争による随意契約	0件	0円	2件	5096万円	2件	5096万円
公募による随意契約	0件	0円	2件	541万円	2件	541万円

(注1) 平成26年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

(注3) 一般競争入札の計数は共同調達で他省庁等が競争入札を実施したものを含まないため、表1の計数と一致しない。

表3 平成26年度公正取引委員会における調達経費の内訳

	契約件数	割合	契約金額	割合
印刷製本費	3件	3.8%	4億5817万円	55.5%
雑役務費	24件	30.0%	1億9006万円	23.0%
通信運搬費	15件	18.8%	8983万円	10.9%
借料及び損料	7件	8.8%	3647万円	4.4%
消耗品費	15件	18.8%	2701万円	3.3%
備品費	6件	7.5%	1363万円	1.7%
その他	4件	5.0%	998万円	1.2%
合計	80件	100.0%	8億2515万円	100.0%

(注1) 平成26年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

3 共通的な取組

(1) 一者応札の改善

平成26年度における一者応札案件は7件であったところ、その調達内容は様々であるため、カテゴリーごとに分類した分析を行うことにより解消を図ることは困難であるが、平成28年度においても、引き続き、入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった者から意見を聴取し、一者応札となった原因を分析することで次回以降の調達に活用するなどして、案件ごとに改善を図っていく。(難易度：A)

なお、財・サービスの特性により供給者が特定一者であるものについては、競争入札の有効性等を慎重に検討し、場合によっては、随意契約として条件、価格等に関する交渉を実施する。

(2) 地方支分部局等における取組の推進

公正取引委員会は、全国7ブロックに1箇所ずつ事務所又は支所を設置しているところ、その調達規模が小さいことなどから、他省庁の地方支部局から共同調達の同意が得られ難い状況にあるものの、平成28年度においても、引き続き、共同調達の拡大及び品目の増加に努める。(難易度：B)

(3) 電力調達の改善に係る取組

公正取引委員会は、本局及び地方事務所及び支所のいずれも合同庁舎に入居する立場であり、庁舎施設の維持管理を行う管理官署が電力調達を実施しているため、該当なし。

4 重点的な取組（少額随意契約におけるオープンカウンターの取組）

昨年度は随意契約における競争性の更なる向上を重点的な取組とし、より多くの事業者から見積書を徴することを実施したところ、今年度においては、当該取組を発展させ、オープンカウンターを導入し、見積りの依頼書を公開する。(難易度：A)

具体的には、調達予定金額が一定の金額を超えるような案件を中心に、公正取引委員会のホームページ上の「調達情報」に見積り依頼書を掲示するほか、政府電子調達（GEP S）を活用することも検討する。

5 継続的な取組

昨年度まで調達改善の取組等において実施したもので、適正な調達に資する継続的な取組については、今年度においても同様に実施する。

(1) 随意契約の事前審査の実施

競争性のない随意契約については、原則として、引き続き、公正取引委員会に設置している随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を

実施する。

また、過去の契約状況及び価格交渉の実施状況等に関する審査リストを作成するなどして、より適正な価格での調達を推進する。（難易度：A）

(2) 契約の事後検証の実施

公正取引委員会が行う契約について、少なくとも半期に1回、引き続き、第三者の立場から監視を行うために設置している契約監視委員会において、調達の手続、契約の内容等について外部有識者による検証を実施する。（難易度：B）

また、契約監視委員会において指摘された事項等は、次回以降の調達において改善を図る。

(3) 汎用的な物品・役務における共同調達等

汎用的な物品・役務における共同調達については、既にその大部分で実施しているところ、平成27年度までに実施した14品目を継続して実施するとともに、地方事務所及び支所も含め、引き続き、共同調達の拡大及び品目の増加に努める。（難易度：B）

特に、これまで仕様の調整が付かなかった調達について、可能な限り仕様を合わせることにより、共同調達への移行を進める。

(4) 調達事務に係る研修の実施等

調達事務を担当する職員に対し、適正調達の意識向上を図るための研修を実施するほか、調達改善の基本的な考え方等をイントラネットに掲示する。（難易度：B）

6 調達改善計画の実施状況の把握等

調達改善計画の実施状況については、上半期（4月～9月）終了後及び年度終了後に取りまとめる。

また、当該実施状況を踏まえ、調達改善計画の目的を達成するために必要な場合は、本計画を改定する。

7 自己評価の実施

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4月～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

8 推進体制

「公正取引委員会調達改善推進チーム」を設置し、調達改善を推進するための体制を次のようにする。

総括責任者	官房総括審議官
副統括責任者	官房総務課長
メンバー	官房総務課企画官 官房総務課会計室長
事務局	官房総務課会計室

推進チームによる会合は必要に応じて開催するものとする。また、事務局は、半期ごとに進捗状況を推進チームへ報告する。

9 外部有識者の活用

取組の推進に当たっては、公正取引委員会契約監視委員会各委員の意見を活用する。

以上